

特別養護老人ホーム希望の里のご案内

(長期・短期入所センター)

事業主体に関すること

事業主体の名称	社会福祉法人 希望会
所在地	岩手県盛岡市乙部 5 地割 41 番地 1
電話番号	019(696)-4395
代表者氏名	理事長 西間木 勉
事業主体が行っている主な事業等	事業の種類 事業者指定番号 特別養護老人ホーム希望の里 0370100992 希望の里短期入所センター 0370101016 希望の里デイサービスセンター0370101008 希望の里在宅介護支援センター0370101024
事業の運営方針・特徴	老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、利用者に対し身体、精神及び環境面を考慮したサービス計画を作成し、日常生活の自立支援に向けて、入浴、排泄、食事等の介護、健康管理及び療養上の世話及び機能訓練等の専門性を追求した介護サービスを行います。 サービス提供にあたり ① 利用者の意思及び人格を尊重します。 ② 心身の機能の維持並びに明るく家庭的な雰囲気作りに努めます。 ③ 地域や家庭との結びつきを密接にしていきます。 事業の実施にあたっては、関係市町村、その他の福祉サービス、保険医療サービスを提供する期間との密接な連携に努めます。

職員体制に関すること

介護に関わる職員数	施設長 1名 医師(嘱託) 1名 介護支援専門員 1名 生活相談員 1名 看護職員 4名 機能訓練指導員 1名 管理栄養士 1名 介護職員 19名以上
介護職員の専門資格	介護支援専門員、社会福祉士、看護師、介護福祉士、管理栄養士
機能訓練指導員について	当施設では利用者の機能訓練を担当する職員を配置しています。

医療機関に関すること

医療を必要とする場合の対応	医療を必要とする場合はご本人の希望により当施設の協力医療機関において診療や入院診療を受けることができます。但し、優先的な診療や入院診療を保証するものではなく、また、それらにおける診療や入院診療を義務付けるものではありません。 また、専門医の受診が必要な場合は、利用者、代理人の同意のもと希望する医療機関での受診も可能です。 協力医療機関 金子胃腸科内科 盛岡市乙部 13 地割 135 番地 3 019(696)-2012 川久保病院 盛岡市津志田 26 地割 30 番地 1 019(635)-1305 おとべ歯科 盛岡市乙部 4 地割 15-2 クリニック 019(696)-3001
入院を必要とする場合の対応	利用者が病院等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院の見込みがない場合、または、入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかな場合、文書で通知のうえ契約を終了させていただく場合がございます。なお、この場合退所後に、再度入所を希望される場合はお申し出ください。

施設に関すること

施設の名称(種類)	特別養護老人ホーム希望の里
施設の所在地	岩手県盛岡市乙部 5 地割 41 番地 1 019(696)-4395
開設日	平成 13 年 8 月 10 日
入所定員	60 名 短期入所(5 名含む)
居室以外の設備・施設	浴室(特別浴槽・一般浴槽)、食堂兼デイルーム 7、機能訓練回復室、静養室、医務室、面談室

居室に関すること

居室の種類	居室総数 30 室 4 人部屋 10 室 1 人あたり 11.72 m ² ~12.85 m ² 1 人部屋 20 室 1 人あたり 15.00 m ² ~16.50 m ²
居室の変更	身体状況や都合により居室が変更になる場合がございますのでご了承をお願いします。

特別養護老人ホーム希望の里のご案内

(長期・短期入所センター)

収入により2割・3割負担になります

提供するサービスの費用に関すること

介護保険給付対象となる主なサービスの利用料金

介護保険給付対象サービス利用料金

特別養護老人ホーム希望の里

介護保険給付サービス

●利用料

区分	多床室(1日あたりのサービス費)	個室(1日あたりのサービス費)
要介護1	福祉施設Ⅱ 1 589円	福祉施設Ⅰ 1 589円
要介護2	福祉施設Ⅱ 2 659円	福祉施設Ⅰ 2 659円
要介護3	福祉施設Ⅱ 3 732円	福祉施設Ⅰ 3 732円
要介護4	福祉施設Ⅱ 4 802円	福祉施設Ⅰ 4 802円
要介護5	福祉施設Ⅱ 5 871円	福祉施設Ⅰ 5 871円

個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36単位
看護体制加算(Ⅱ)ロ	8単位
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	13単位
療養食加算(該当者のみ)	6単位/回
初期加算	30単位
(入所日から30日以内の期間、30日を超える入院後に再入所時也可)	
外泊加算	246単位(月6日を限度)

看取り介護加算(Ⅰ)	
死亡日45日前～31日前	72単位/日
死亡日30日前～4日前	144単位/日
死亡日前々日、前日	680単位/日
死亡日	1,280単位/日

看取り介護加算(Ⅱ)	
死亡日45日前～31日前	72単位/日
死亡日30日前～4日前	144単位/日
死亡日前々日、前日	780単位/日
死亡日	1,580単位/日

再入所時栄養連携加算(該当者のみ)	200単位/回(1回のみ)
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	14.0%

●食費(基準費用額)	1日 1,445円
●居住費	多床室1日 855円
	従来型個室1日 1,171円

令和6年8月1日から	多床室1日 915円
	従来型個室1日 1,231円

※入所期間中に入院、また自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。月6日を限度(外泊の初日と最終日を除く)に入院・外泊加算として、1日当たり246円をご負担していただきます。

希望の里短期入所センター

介護保険給付サービス

●利用料

区分	多床室(1日あたりのサービス費)	個室(1日あたりのサービス費)
要介護1	併短生Ⅱ 1 603円	併短生Ⅰ 1 603円
要介護2	併短生Ⅱ 2 672円	併短生Ⅰ 2 672円
要介護3	併短生Ⅱ 3 745円	併短生Ⅰ 3 745円
要介護4	併短生Ⅱ 4 815円	併短生Ⅰ 4 815円
要介護5	併短生Ⅱ 5 884円	併短生Ⅰ 5 884円

●各種加算	
機能訓練体制加算	12単位
送迎加算	184単位
看護体制加算(Ⅱ)	8単位
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位
療養食加算(該当者のみ)	8単位/回
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	14.0%

●食費(基準費用額)	1日 1,445円
●居住費	多床室1日 855円
	従来型個室1日 1,171円

令和6年8月1日から	多床室1日 915円
	従来型個室1日 1,231円

●利用料 短期入所センター(介護予防)

区分	多床室(1日あたりのサービス費)	個室(1日あたりのサービス費)
要介護1	予短生Ⅱ 1 451円	予短生Ⅰ 1 451円
要介護2	予短生Ⅱ 2 561円	予短生Ⅰ 2 561円

●各種加算	
機能訓練体制加算	12単位
送迎加算	184単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	14.0%

●食費(基準費用額)	1日 1,445円
●居住費	多床室1日 855円
	従来型個室1日 1,171円

令和6年8月1日から	多床室1日 915円
	従来型個室1日 1,231円

※支払方法

毎月15日までに前月分の利用料の合計額に明細を付して利用者、または身元引受人に請求をいたしますので、**口座振替**はその月の20日(手続き必要)、**口座振込**はその月の25日までに指定口座に振込にてお支払いください(振替及振込手数料は利用者負担とさせていただきます)入金確認後、領収書を発行いたします。
○低所得者には、減免などの制度がありますので、詳しくはご相談ください。

介護保険給付対象外サービスの利用料金表

実費負担となる(介護保険の給付の対象とならない)サービス料金

希望の里指定介護老人福祉施設

介護保険給付外サービス

- 理美容代(税抜)
調髪 2,000円 丸刈り 1,800円
毛染め 4,600円 パーマ 4,800円
- 私物の電気製品等にかかる電気料 1日20円
- 健康管理費(インフルエンザ予防接種の費用等)
実費相当額を徴収する場合あり
- サービス提供記録複写費 1枚10円
- 預り金出納管理費(通帳、印鑑、年金証書の管理、諸費用の支払い代行等) 1日60円
- 小口現金預り金出納管理費 1日30円

希望の里指定短期入所生活介護事業所

- 理美容代(税抜)
調髪 2,000円 丸刈り 1,800円
毛染め 4,600円 パーマ 4,800円
- 私物の電気製品等にかかる電気料 1日20円
- 健康管理費(インフルエンザ予防接種の費用等)
実費相当額を徴収する場合あり
- サービス提供記録複写費 1枚10円

提供するサービスに関すること

サービス内容

- ①施設サービス計画・短期入所生活介護計画の立案
個々の身体状況、精神状況を踏まえ、生活の質の向上、自立支援に向けた個別のサービス計画を作成しそれをもとにサービスを提供いたします。
- ②居室
定員4人の居室10室、個室20室がございます。
- ③食事
朝食 7:30～
昼食 12:00～
夕食 18:00～
原則として書く食堂・デイルームにておとりいただきます。食べられないもの、アレルギーのある方は、事前にご相談ください。

- ④入浴
週に最低2回の入浴を実施します。ただし、健康状態によって清拭となる場合がございます。

- ⑤介護
施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。
着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、入浴、体位交換、シーツ交換、施設内の移動介助等。

- ⑥機能訓練
機能訓練指導員による専門的な機能訓練や、日常の活動を通しての生活リハビリを行います。

- ⑦生活相談
常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め、相談できます。

- ⑧健康管理
定期的に体温、血圧、脈、体重の測定を行うとともに、年1回の健康診断を行います。また、歯科医の診察も施設内で受けることができます。専門医の受診が必要な場合は、利用者、代理人の同意のもと希望する病院での受診も可能です。感染症に対し、予防接種の実施や環境整備にも努めています。

特別養護老人ホーム希望の里のご案内

(長期・短期入所センター)

サービス内容	⑨理容 毎週金曜日 9:00～12:00 に利用サービスを実施しております。料金は別途かかります。
	⑩行政手続代行 行政手続(年金現況届、収入の申告、住民票の交付等)の代行を受付します。ご希望の際は職員にお申し出ください。ただし手続きにかかる経費はその都度お支払いいただきます。
	⑪預り金管理及び小口現金管理 日常生活にかかる諸経費に関する支払い代行を申し込むことができます。(施設利用料、医療費、お小遣いの出し入れ、その他入金出金等)サービス利用に際しては別途契約書の締結が必要となります。
	⑫居室のスペースに限界があり、所持品についてはある程度の制限があります。詳しくは職員にお尋ねください。
	⑬レクリエーション 当施設では年間、月間の行事があり自由に参加できます。また、毎週、クラブ活動、レクリエーション活動等があり、希望により参加できます。行事によっては別途参加費がかかる場合もあります。

事業者の義務及び損害賠償に関すること

損害賠償	事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対してその法律上の損害を賠償いたします。
------	--

契約の期間に関すること

契約の終了	<p>特別養護老人ホーム希望の里</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対処手続 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のご都合で退所される場合 退所を希望される場合は希望する日の 14 日前までにお申し出ください。 ・自動終了 以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。 <ol style="list-style-type: none"> 1.利用者が他の介護保険施設に入所した場合 2.利用者が要介護認定の更新で非該当と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。 3.利用者がお亡くなりになった場合。 <p>希望の里短期入所センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対処手続き <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のご都合で退所される場合 事業者に対し、文書での申し出によりいつでも解約することができます。 ・自動終了 以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。 <ol style="list-style-type: none"> 1.利用者が他の介護保険施設に入所した場合 2.利用者が要介護認定の更新で非該当と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。 3.利用者がお亡くなりになった場合。 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者がサービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上(短期入所の場合は 1 ヶ月以上)遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 3 ヶ月以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為(暴言、暴力、セクシャルハラスメント等)を行った場合は、退所していただく場合がございます。 ・利用者が病院または診療所に入院し、明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後 3 ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ契約を終了させていただき場合がございます。なお、この有場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。 ・やむをえない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了 3 ヶ月前までに文書で通知いたします。
-------	--

苦情対応及び緊急時の対応に関すること

苦情対応	<p>①当施設が提供するサービスについての相談、苦情窓口 電話 /019(696)-4000 担当者/介護支援専門員 高橋 ゆい 生活相談員 小林 拓郎</p> <p>②当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。 ・盛岡市介護保険課 電話 019-626-7581 ・岩手県国民健康保険団体連合会 電話 019-623-4321</p>																								
災害時の対応	<p>①災害時の対応 別途定める希望の里防災計画にのっとり対応を行います。</p> <p>②近隣との協力関係 非常時の応援を目的に近隣に住居している方々で組織されている希望の里防災協力隊を結成しており、定期的な訓練でも応援をいただいております。</p> <p>③防災訓練 希望の里防災計画にのっとり、防災訓練(年 2 回は夜間想定を含めた総合防災訓練)を実施しており、利用者の方々も参加していただいております。</p> <p>④防災設備</p> <table border="0"> <tr> <td>補助散水栓</td> <td>/11</td> <td>スプリンクラー設備</td> <td>/有</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> <td>/26</td> <td>漏電火災警報器</td> <td>/有</td> </tr> <tr> <td>防火戸</td> <td>/4</td> <td>非常用放送設備</td> <td>/有</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td>/18</td> <td>自家発電設備</td> <td>/有</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>/有</td> <td>カーテン等の防災加工</td> <td>/有</td> </tr> <tr> <td>非常通報装置</td> <td>/有</td> <td>防災設備の保守点検</td> <td>/有</td> </tr> </table>	補助散水栓	/11	スプリンクラー設備	/有	消火器	/26	漏電火災警報器	/有	防火戸	/4	非常用放送設備	/有	誘導灯	/18	自家発電設備	/有	自動火災報知設備	/有	カーテン等の防災加工	/有	非常通報装置	/有	防災設備の保守点検	/有
補助散水栓	/11	スプリンクラー設備	/有																						
消火器	/26	漏電火災警報器	/有																						
防火戸	/4	非常用放送設備	/有																						
誘導灯	/18	自家発電設備	/有																						
自動火災報知設備	/有	カーテン等の防災加工	/有																						
非常通報装置	/有	防災設備の保守点検	/有																						